

電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の 事後評価について

本年度におけるみなし小売電気事業者の原価算定期間終了後の電気小売経過措置料金の事後評価の進め方について、ご審議いただく。

1. 趣旨

電気事業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号)附則の経過措置に基づく電気小売経過措置料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

2021年1月20日付にて、経済産業大臣から、みなし小売電気事業者全10社のうち、原価算定期間中の関西電力及び九州電力を除く8社の電気小売経過措置料金について、本委員会宛てに意見の求め(資料7-1)があったことから、料金制度専門会合において、事後評価を実施することとする。

2. 本年度の進め方(案)

1) 対象事業者

みなし小売電気事業者8社

(北海道電力、東北電力、東京電力 EP、中部電力ミライズ、北陸電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力)

2) 評価内容

電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20160325 資第 12 号)第2(7)④に基づき、以下の項目について評価を行う。

▶ <ステップ1> 規制部門の電気事業利益率による基準

規制部門の電気事業利益率(電気事業利益/電気事業収益)の直近3カ年度平均値が、みなし小売電気事業者10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

▶ <ステップ2> 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤の累積額が事業報酬額(一定水準額)を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。

上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、料金変更認可申請命令の発動の要否を検討。

3. スケジュール

2月 料金制度専門会合での審議

本委員会において経済産業大臣への回答について審議

(参考)

電気小売経過措置料金に係る対象事業者

■みなし小売電気事業者（全10社）

事業者	決算月	原価算定期間	所管部局	評価対象
北海道電力	3月	2013.4～2016.3	本省	対象
東北電力	3月	2013.4～2016.3	本省	対象
東京電力 EP	3月	2012.4～2015.3	本省	対象
中部電力ミライズ	3月	2014.4～2017.3	本省	対象
北陸電力	3月	2008.4～2009.3	本省	対象
関西電力	3月	2018.4～2021.3	本省	対象外
中国電力	3月	2008.4～2009.3	本省	対象
四国電力	3月	2013.4～2016.3	本省	対象
九州電力	3月	2019.4～2022.3	本省	対象外
沖縄電力	3月	2008.4～2009.3	本省	対象

○電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等
(抜粋)

第2 処分の基準

(7) 特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令
特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令
については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例
えば、改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しく
は第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款が、認可を受け、又は届け出ら
れた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著
しい変化があるなど「社会的経済的事項の変動」により「著しく不適当となり、公共
の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

①～③ (略)

④ 改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは
第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款における料金について、当該特
定小売供給約款の実施日の属する年度の4月1日から起算して当該料金(算定規則
第22条、第23条、第37条若しくは第38条の規定により同令第22条第1項
各号に掲げる変動額、同令第23条第1項に規定する変動額、同令第37条第1項
各号に掲げる変動額若しくは同令第38条第1項に規定する変動額を基に特定小売
供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可
を受け、若しくは特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款
を届け出た場合又は同令第40条若しくは第42条の規定により同令第40条第1
項各号に掲げる変動額若しくは同令第42条第1項各号に掲げる変動額を基に特定
小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項若しくは第
7項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の
特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給
約款で設定した料金とし、算定規則附則第2項の規定による廃止前の一般電気事業
供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号。以下「旧算定規則」
という。)第19条の2若しくは第19条の22の規定により同令第19条の2第
1項各号に掲げる変動額若しくは同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を
基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1
項の変更の認可を受けた場合又は同令第20条の2若しくは第20条の4の規定に
より同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第20条の4第1項
各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電
気事業法第19条第4項若しくは第7項の規定により変更後の特定小売供給約款を
届け出た場合にあっては、変更後の特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届
け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金とする。) を算定した際に

定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業大臣が毎年度行う定期的な評価において、みなし小売電気事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であって、当該みなし小売電気事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の可否を評価するに当たっては、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要・一般需要外部部門の災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額の当該電気事業収益に対する割合（以下「電気事業利益率」という。）及び部門別収支計算規則附則第2条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号。以下「旧部門別収支計算規則」という。）に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値（改正法附則第18条第1項の変更の認可又は旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者（算定規則第22条、第23条、第37条又は第38条の規定により同令第22条第1項各号に掲げる変動額、同令第23条第1項に規定する変動額、同令第37条第1項各号に掲げる変動額又は同令第38条第1項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第19条の2又は第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者を除く。）及び特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者（算定規則第40条又は第42条の規定により同令第40条第1項各号に掲げる変動額又は同令第42条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第20条の2又は第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者を除く。）であって、変更後の特定小売供給約款の実施日が直近2年度間に属するみなし小売電気事業者にあっては、直近年度の電気事業利益率又は直近2年度間の電気事業利益率の平均値。ロにおいて同じ。）が全てのみなし小売電気事業者の直近10年度間の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の超過利潤（特定需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤（一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて

- 得た額をいう。)の累積額が事業報酬額(算定規則第4条第2項第1号若しくは同条第3項第1号に掲げる額又は旧算定規則第4条第2項の規定により算出された額をいう。)のうち特定需要に係る額を超過していること。なお、旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧電気事業法第19条第12項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。
- ロ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値が全てのみなし小売電気事業者の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額又は旧部門別収支計算規則に基づいて整理された特定規模需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額が直近2年度間連続して零未満であること。

経済産業省

20210120 資 第 1 号
令和 3 年 1 月 20 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（7）④に基づく、みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

（対象事業者）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・北海道電力株式会社 | 法人番号 4430001022351 |
| ・東北電力株式会社 | 法人番号 4370001011311 |
| ・東京電力エナジーパートナー株式会社 | 法人番号 8010001166930 |
| ・中部電力ミライズ株式会社 | 法人番号 2180001135973 |
| ・北陸電力株式会社 | 法人番号 7230001003022 |
| ・中国電力株式会社 | 法人番号 4240001006753 |
| ・四国電力株式会社 | 法人番号 9470001001933 |
| ・沖縄電力株式会社 | 法人番号 3360001008565 |

(参考) 料金変更認可申請命令に係る審査基準 (電気)

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者については、<ステップ1> 規制部門の電気事業利益率による基準、<ステップ2> 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、改正法附則第16条第4項に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う。

<ステップ1> 規制部門の電気事業利益率による基準

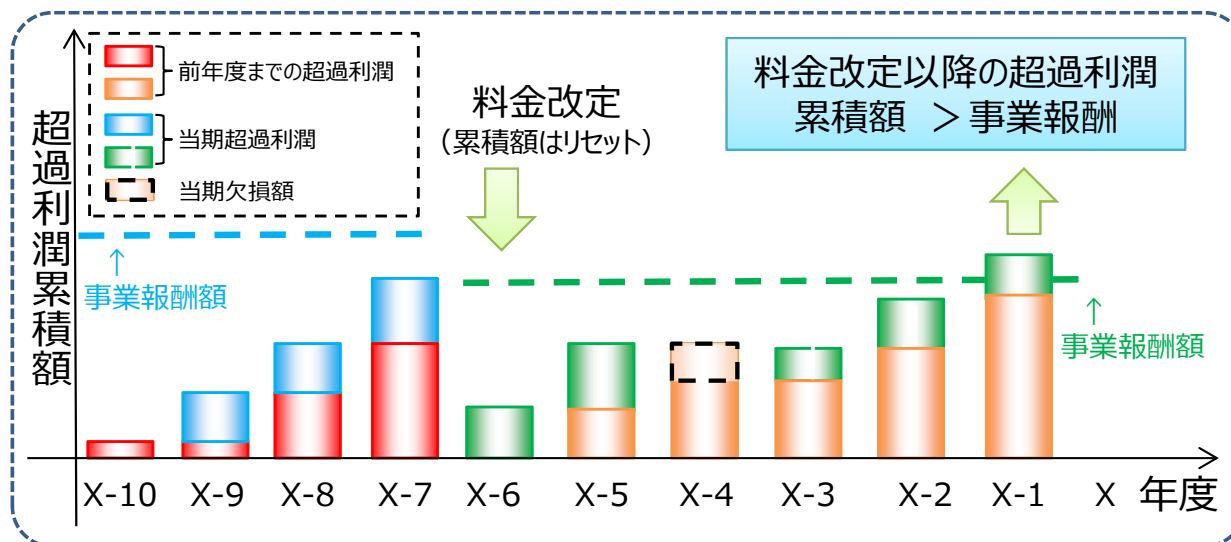
規制部門の電気事業利益率（電気事業利益／電気事業収益）の直近3カ年度平均値が、みなし小売電気事業者10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ① 該当会社の規制部門における電気事業利益率（直近3カ年度平均）
- ② みなし小売電気事業者10社の規制部門における電気事業利益率（過去10カ年度平均）

➤ ①>②の場合→ステップ2へ

<ステップ2> 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤（＝当期純利益－事業報酬）の累積額が事業報酬額（一定水準額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



又は

